

市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將



〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL: www.ichiba-sr.com

賃上げ、過去最高を更新～厚生労働省の平成 30 年調査結果から

◆賃上げは過去最高を更新

厚生労働省が先月 27 日、平成 30 年の「賃金引上げ等の実態に関する調査結果」を公表しました。調査対象企業数は 3,543 社で、うち有効回答企業数は 1,779 社。有効回答率は 50.2% でした。

これによると、定期昇給やベアによる 1 人平均の賃上げ額は月額 5,675 円で、前年から 48 円増え、比較可能な 1999 年以降で過去最高を 2 年連続で更新しました。賃上げ率としては 2.0% で、前年比で横ばいでした。

◆賃金改定の実施状況

平成 30 年中に「1 人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業割合は 89.7% (前年 87.8%)、「1 人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は 0.4% (同 0.2%)、「賃金の改定を実施しない」は 5.9% (同 6.3%) でした。

◆賃金の改定額

平成 30 年中の 1 人平均賃金の改定額 (予定を含む) は 5,675 円 (前年 5,627 円) で、「1 人平均賃金の

改定率」は 2.0% (同 2.0%) でした。また、企業規模別にみると、「1 人平均賃金の改定額」は、5,000 人以上の企業で 7,109 円 (同 6,896 円)、1,000～4,999 人で 5,645 円 (同 5,186 円)、300～999 人で 5,247 円 (同 5,916 円)、100～299 人で 5,039 円 (同 4,847 円) という結果でした。300～999 人規模の企業で改定額が前年を下回りましたが、それ以外では前年比プラスの改定水準となっています。

(注) 1 人平均賃金は、所定内賃金 (諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない) の 1 人当たりの平均額。

◆定期昇給等の実施

平成 30 年中の賃金改定が未定以外の企業 (賃金の改定を実施または予定している企業および賃金の改定を実施しない企業) のうち、定期昇給を「行った・行う」企業割合は、管理職 69.7% (前年 69.0%)、一般職 80.1% (同 77.5%) で、管理職、一般職ともに前年より上昇しました。また、定期昇給制度がある企業のうち、平成 30 年中にベースアップを「行った・行う」企業割合は、管理職 24.2% (前年 22.9%)、一般職

29.8%（同 26.8%）で、管理職、一般職ともに前年より上昇しました。

人手不足と景気の上昇を反映し、賃金の上昇傾向は調査結果にも表れているようです。

【厚生労働省「平成 30 年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」(PDF)】



<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/18/dl/10.pdf>

P.S. 「景気の上昇」を感じられない私としては納得できない調査結果ですが、調査対象が労働者 100 人以上と聞いて、少し納得しました。100 人以上の内訳（100 人：何社、500 人：何社一）は当然ありません。繰り返すになりますが、地方の中小企業を顧客としている私としてはどうしても腑に落ちない結果です。

平成 30 年「高齢者の雇用状況」集計結果より

◆平成 30 年「高年齢者の雇用状況」

厚生労働省が平成 30 年「高年齢者の雇用状況」（6 月 1 日現在）を公表しました。「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）では 65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務づけており、毎年 6 月 1 日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員 31 人以上の企業 15 万 6,989 社の状況をまとめたものです。

◆定年の引上げによる措置を講じる企業が微増

調査によると、65 歳まで雇用確保措置のある企業は全体で 99.8% となっています。内訳としては、「定年制の廃止」が 2.6%（変動なし）、「定年の引上げ」が 18.1%（1.0 ポイント増加）、「継続雇用制度の導入」が 79.3%（1.0 ポイント減少）となっており、定年制度よりも継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が圧倒的に高い状況が読み取れますが、わずかながら定年の引上げを講じる企業が増加している様子も読み取れます。また、65 歳を定年とする企業は全体で 16.1%（0.8 ポイント増加）、中小企業で 16.8%、大企業で 9.4% となっています。

◆66 歳以上働ける制度のある企業は約 28%

66 歳以上働ける制度のある企業は全体で 27.6%（中小企業 28.2%、大企業 21.8%）に上っています。希望者全員が働ける制度に限ると 10.6% になります（中小企業 11.4%、大企業 3.5%）。また、70 歳以上働ける制度のある企業は全体で 25.8%（中小企業 26.5%、大企業 20.1%）、定年制の廃止企業は 2.6%（中小企業 2.9%、大企業 0.5%）となっており、人手不足が深刻な中小企業では特に、高齢者の雇用に関する意欲が高いことがうかがえます。

◆政府は 70 歳まで雇用継続へ法改正を検討

政府は 11 月 26 日に行われた未来投資会議で、雇用の継続を企業に求める年齢を現在の 65 歳から 70 歳へ引き上げるために高年齢者雇用安定法の改正を目指しています。雇用継続は定年延長や再雇用制度の導

入だけでなく、別の企業で働き続けるといった他の選択肢を盛り込むことも検討するとしています。高年齢者の雇用に関する措置については、さらなる検討が必要でしょう。

【厚生労働省「平成30年「高年齢者の雇用状況」集計結果」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000182200_00002.html

外国人実習生に関する監督指導と技能実習制度の見直し

◆外国人実習生に関する監督指導

入国管理法の改正に伴い、外国人技能実習制度等の見直しが行われます。日本の労働人口は、少子化や人口減少により、2030年までに最大で約900万人弱、2060年までには3,000万人弱も減少するといわれており、今回の入管法の見直しは、政府が労働力不足への対応としての在留資格見直しに大きく踏み出すことを意味しています。

「技能実習」について、外国人実習生を受け入れる企業に対して行われた全国の労働局や労働基準監督署による監督指導の状況を、厚生労働省が公表しています。

◆監督対象事業場・違反事業場は年々増加

平成29年は、実習実施者（企業）に対して5,966件の監督指導が実施され、4,226件（70.8%）で労働基準関係法令違反が認められました。主な違反としては、

- ・労働時間（26.2%）
- ・安全基準（19.7%）
- ・割増賃金の支払（15.8%）
- ・就業規則（9.2%）
- ・労働条件の明示（9.1%）

などとなっています。重大・悪質な労働基準関係法令違反により34件

が送検されています。技能実習生の増加に伴って、監督・指導にも力が入れられ、その数も増加が予想されます。

◆違反の申告・通報もより活発に？

技能実習生から労働基準監督署などに対して労働基準関係法令違反の状況が申告されることもあります。技能実習生同士のつながりにより、賃金や割増賃金の不払いがある等の情報は広まりやすいと思われます。また、こうした申告は、労働基準監督署に対するものだけではなく、出入国管理機関（各地の入国管理局）に対しても行われ、それが労働局・監督署へ通報されて監督等につながるケースもあります。技能実習制度の違反等に対するペナルティとして、実習生の受入れの停止等が行われますので、企業活動に大きく影響します。

◆改正に伴う情報収集を

新しい制度が始まれば、それに伴って企業への監督等も厳しくなることが予想されます。また、労基法・安衛法関連だけでなく、技能実習制度自体に定められている報告や手続きについても、新制度の下で見直しが行われると思われます。外国人雇用・技能実習生の受入れなどを検討する企業は情報に注意しておきましょう。

【厚生労働省「外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（平成29年）」】

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudoukijunkyoku-Kantokuka/besshi.pdf>

～今月のことば～



「独立の気力」

宮沢喜一はいくつかの先人の言葉を大切にしていたが、なかでも福沢諭吉の『学問のすゝめ』に出てくる言葉は別格扱いのように見えた。

それは「独立の気力なき者は、国を思うこと深切ならず」の一説である。独立心のない者は、国を思うことに深く切なるところがないという意味だ。逆に言えば、強い独立心があってはじめて国を思うことができるということだろう。

私はこの福沢の言葉が、宮沢の思想と行動を律する大きな大原則となってきたと理解している。宮沢の政策、特に外交政策にはかなりの影響を与えたのではないか。残念ながら宮沢本人にそれを確認する機会はなかったが、おそらく聞いても笑って答えなかっただろう。

ちなみに『学問のすゝめ』には続いてこう書いてある。

「独立の気力なき者(国)は必ず人(他国)に依頼す、人(他国)に依頼する者(国)は必ず人(他国)を恐る、人(他国)を恐るる者(国)は必ず人(他国)に諛うものなり。常に人(他国)を恐れ人(他国)に諛う者(国)は次第にこれに慣れ、その面の皮鉄の如くなりて、恥ずべきを恥じず、論すべきを論せず、人(他国)をさえ見ればただ腰を屈するのみ。いわゆる習いの性となるとはこの事にて、慣れたることは容易に改め難きものなり」

ここで()内の“国”や“他国”は私が入れたもの。入れ替えて読むと福沢の含意が一層明確になってくる。さらに“者”を“日本”に、“人”を“米国”に入れ替えて読むと、近年はかなり凶星の展開になっていて驚かされる。

アメリカのイラン攻撃を支持、憲法の解釈変更による集団的自衛権の行為容

認。特にこの二つは米国への諛^{つら}いの最たるものに見える。一体日本人の美質たる「独立の気力」はどこにいったのか。宮沢はいわゆる知米派政治家、また有数の親米派政治家でもあった。しかし、宮沢はいささかも米国に諛^{つら}うところがないなかった。

『自民党本流と保守本流 保守二党ふたたび』

田中 秀征 著

～事務所よりひとこと～

新年あけましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

新年早々、善光寺の七福神巡りをしました。善光寺近くでぜんざいを食べていたところ、七福神巡りのパンフレットが目にとまり、御利益にあやかろうと、急遽巡ってみることにしました。スタートした時点では雪がちらつく程度でしたが、雪の勢いが段々と強まるにつれ、めげそうになりましたが、なんとか全てをまわることができました。寒い中だったため達成感もあり、良い年始めができたように思います。

皆様にとって、御利益のある一年となりますように、お祈り申し上げます。(宮下)

